

税制改正、所得税の基礎控除増えても負担増の可能性 消える定額減税

予算・税制2025

フォローする

2025年4月23日 4:00

保存

グループシェア

あA

n

f



パート・アルバイトは年収が103万円を超えても160万円以下なら所得税がかからないようになった

2025年度の税制改正法が成立した。所得税の改正は今年から、住民税の改正は26年度（会社員の場合、26年6月～27年5月徴収分）から適用される。改正のポイントと家計への影響を3人の税理士に聞いた。

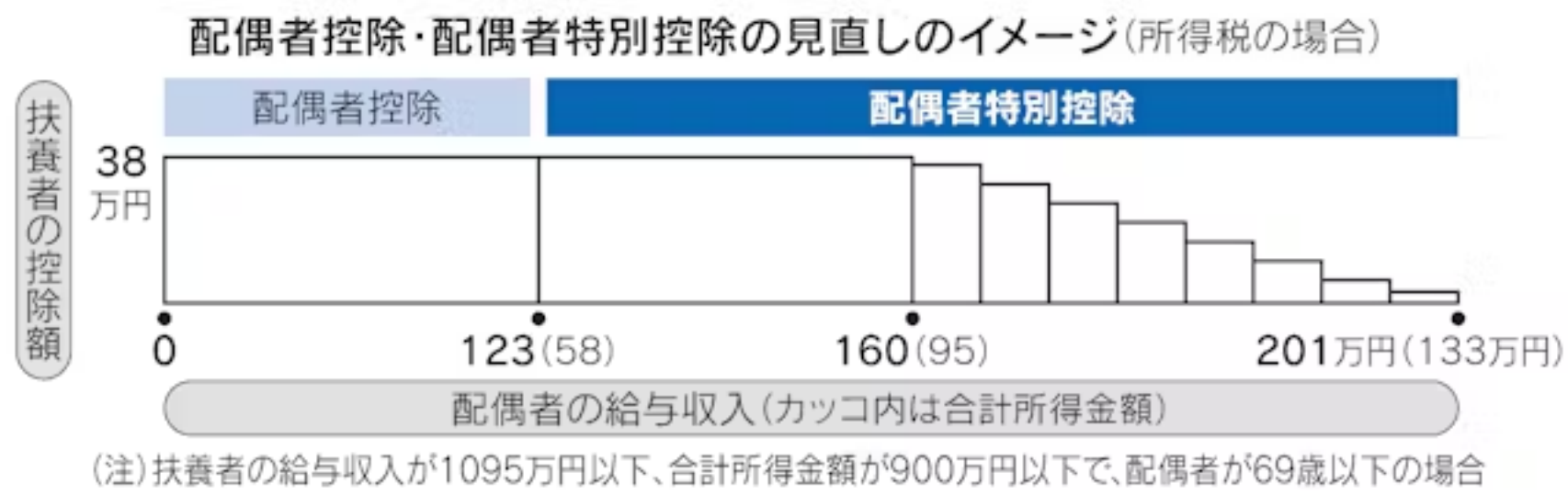
パート・アルバイト年収、160万円以下は所得税ゼロ

ランドマーク税理士法人代表税理士 清田幸弘さん

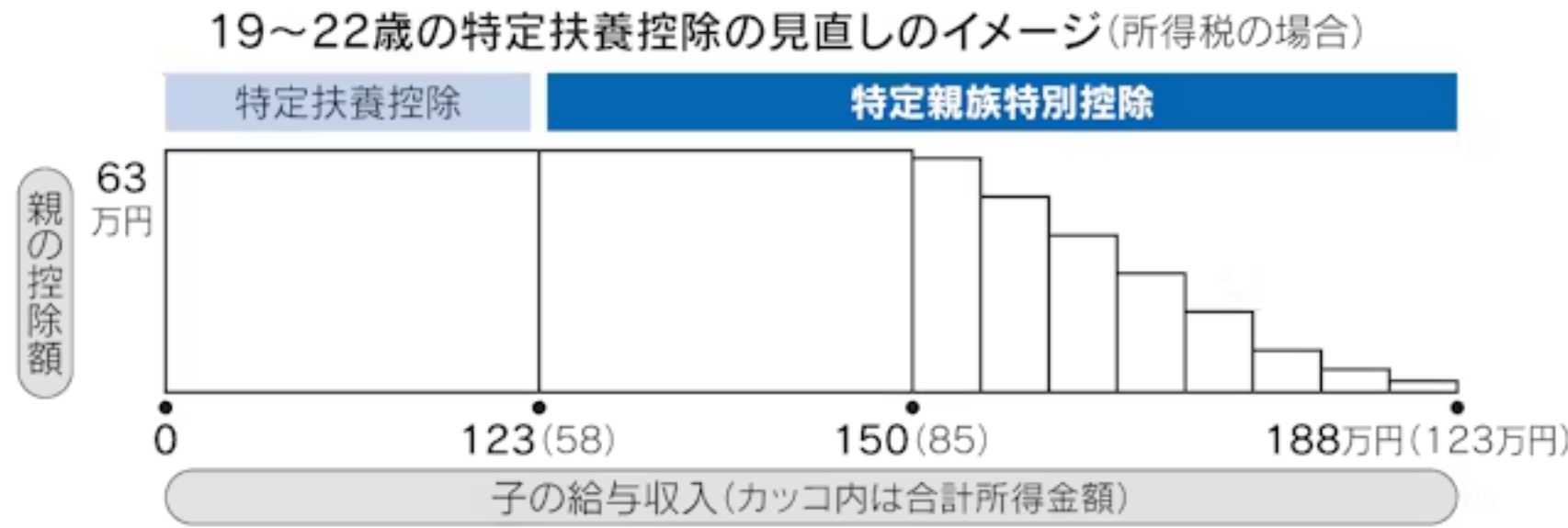
所得税では今年以降、パート・アルバイトをする配偶者、子について税金がかからない年収金額（課税最低限）が大幅に引き上げられることになった。具体的には、配偶者、子のパート・アルバイト年収が103万円を超えても160万円以下なら配偶者、子に所得税がかからない。これは合計所得金額132万円以下の人の所得税の基礎控除がこれまでの48万円から恒久的に95万円に、給与所得控除の最低保障額は昨年までの55万円から65万円に引き上げられるためだ。



また納税者本人も子の給与年収が所得税の場合150万円以下、住民税の場合160万円以下なら、所得税、住民税の両方で特定扶養控除と同額の控除を満額受けられる。さらに配偶者の年収が160万円以下なら満額の配偶者控除（納税者本人の給与年収が1095万円以下の場合、所得税38万円、住民税33万円）も受けられる。



納税者本人が所得税、住民税で特定扶養控除と同額の控除を受けられるのは「特定親族特別控除」を新設するためだ。19～22歳の子の合計所得金額が58万円超123万円以下（給与年収では123万円超188万円以下）なら納税者本人が所得税で最高63万円（住民税は同45万円）の控除を受けられる。



ただ、住民税の課税最低限は110万円と所得税よりも50万円も下回ることになる。これは給与所得控除の最低保障額が所得税と同様に55万円から65万円に引き上げられるものの、基礎控除が据え置かれるからだ。